

美馬市議会議員政治倫理条例について

制定趣旨

美馬市議会は、市民の皆様からの直接選挙で選ばれた議員で構成する唯一の議決機関として、市政の発展と市民の皆様のご生活と福祉の向上のため、取組を進めてまいりました。

そのような中、現職議員による不祥事により、市民の信頼を大きく失墜させました。このことから、改めて議員一人一人が、自らの良識と責任、高い倫理性をもって公正な議員活動を行うとともに、市民の皆様のご信頼回復に向けて、その負託に応えるため、新たに美馬市議会議員政治倫理条例を制定するものです。

内容

- 美馬市議会議員が遵守すべき政治倫理に関する基本となる事項を定める(政治倫理基準)
- 自己の地位による影響力を不正に行使して、自己又は特定の者の利益を図ることのないよう必要な措置を講ずる(審査の請求及び審査会に関する規定)

この2点により、議員の政治倫理の確立を図り、清浄で民主的な市政の発展に寄与することを目的としています。

本条例で定められた政治倫理基準は以下のとおりです

- ①議員の職務に関して不正の疑念を持たれるおそれのある行為をしないこと。
- ②議員の地位を利用した金品等の授受をしないこと。
- ③市又は市が資本金その他これに準ずるものを出資し、若しくは市と密接な関係があると認められる法人(以下「市等」という。)が行う許可、認可、指定等又は請負その他の契約に関し、特定の者への有利又は不利な取扱いをしないこと。
- ④市等の職員の公正な職務の遂行を妨げ、又はその権限若しくは地位による影響力を不正に行使するよう働きかけないこと。
- ⑤市等の職員の人事に介入しないこと。
- ⑥ハラスメントその他人権侵害のおそれのある行為をしないこと。
- ⑦公正な議員活動を妨げる要求に屈しないこと。
- ⑧飲食物の供与等社会通念上疑念をもたれるおそれのある行為をしないこと。
- ⑨職務上知り得た情報を不正に利用しないこと。